

1. 総説

1. 1 本資料の背景と位置づけ

本資料は、「津波防災地域づくりに関する法律（2011年法律123号、以下「津波防災地域づくり法」という。）」に基づき、指定津波防護施設とする既存施設、並びに津波防護施設を新たに整備する箇所の候補抽出に関する方法についてまとめた技術資料である。

「指定津波防護施設」とは、津波による人的災害を防止し、又は軽減するために有用である既存の盛土構造物等の施設を都道府県知事が指定するものであり、「津波防護施設」とは、最大クラスの津波（レベル2津波）が陸上に遡上した場合に、浸水の拡大を防止するために都道府県知事が内陸部に新規に整備（新設又は改良）する盛土構造物等の施設である（図-1.1.1参照）。なお、指定津波防護施設は、津波防護施設のように、最大クラスの津波の作用に対して安全性能や目的達成性能（海水浸入防止機能）を求められてはいない。

指定津波防護施設の指定並びに津波防護施設の整備に関しては、津波防災地域づくり法や政省令、地方自治法第245条の4第1項に規定する技術的な助言である「津波防災地域づくりに関する法律等の施行について」（2012年3月9日付。以下、「技術的助言(1)」という。）¹⁾及び「津波防護施設の技術上の基準について」（2012年3月28日付。以下、「技術的助言(2)」という。）²⁾において、制度の内容や手続き、技術的基準が示されている。また、津波防護施設の調査・設計に関してより具体的な方法が記載された「津波防災地域づくりに係る技術検討報告書」（2012年1月27日）³⁾も既に公表されている。

これら施設の指定・整備には、津波防災地域づくり法第8条に基づき都道府県に義務付けられている津波浸水想定（浸水の区域及び水深）の設定や、同法第10条に基づき市町村が行うことのできる津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（以下、「推進計画」という。）の作成が法律上の前提条件となっている。図-1.1.2に示すように、津波浸水想定については「津波浸水想定の設定の手引き Ver.2.10（2019年4月）」⁴⁾が、推進計画については「津波防災地域づくり推進計画作成ガイドライン」（2018年4月改訂）⁵⁾が公表されている。2019年3月末時点で津波浸水想定は36道府県で設定され、推進計画も12市町で作成されており、今後も津波浸水想定や推進計画の作成が進むと予想される。

さらに、国土交通省が2017年9月に設置した「津波防災地域づくりと砂浜保全のあり方に関する懇談会」による「津波防災地域づくりに関する中間とりまとめ」（2018年6月19日付）⁶⁾では、「海岸堤防、津波防護施設、避難施設等の整備や土地利用の規制、警戒避難体制の構築等の対策により、津波のリスクを確実に軽減させていくためには、海岸担当部局、津波浸水警戒担当部局に加えて危機管理部局やまちづくり部局が相互に連携し、複数の施策を効果的に組み合わせなければならない」として、津波防護施設等を含む複数の施策の組み合わせによる減災対策の必要性が改めて指摘されている。

本資料は、上記の背景を踏まえ、都道府県の支援を目的に、上記の技術的助言(1)の参考資料として、指定津波防護施設の候補及び津波防護施設の整備候補箇所の抽出に関する方法をまとめたものである。



図-1.1.1 津波防災地域づくりにおける指定津波防護施設及び津波防護施設のイメージ
 (出典：国土交通省 津波防災地域づくりに関する法律パンフレット⁷⁾)

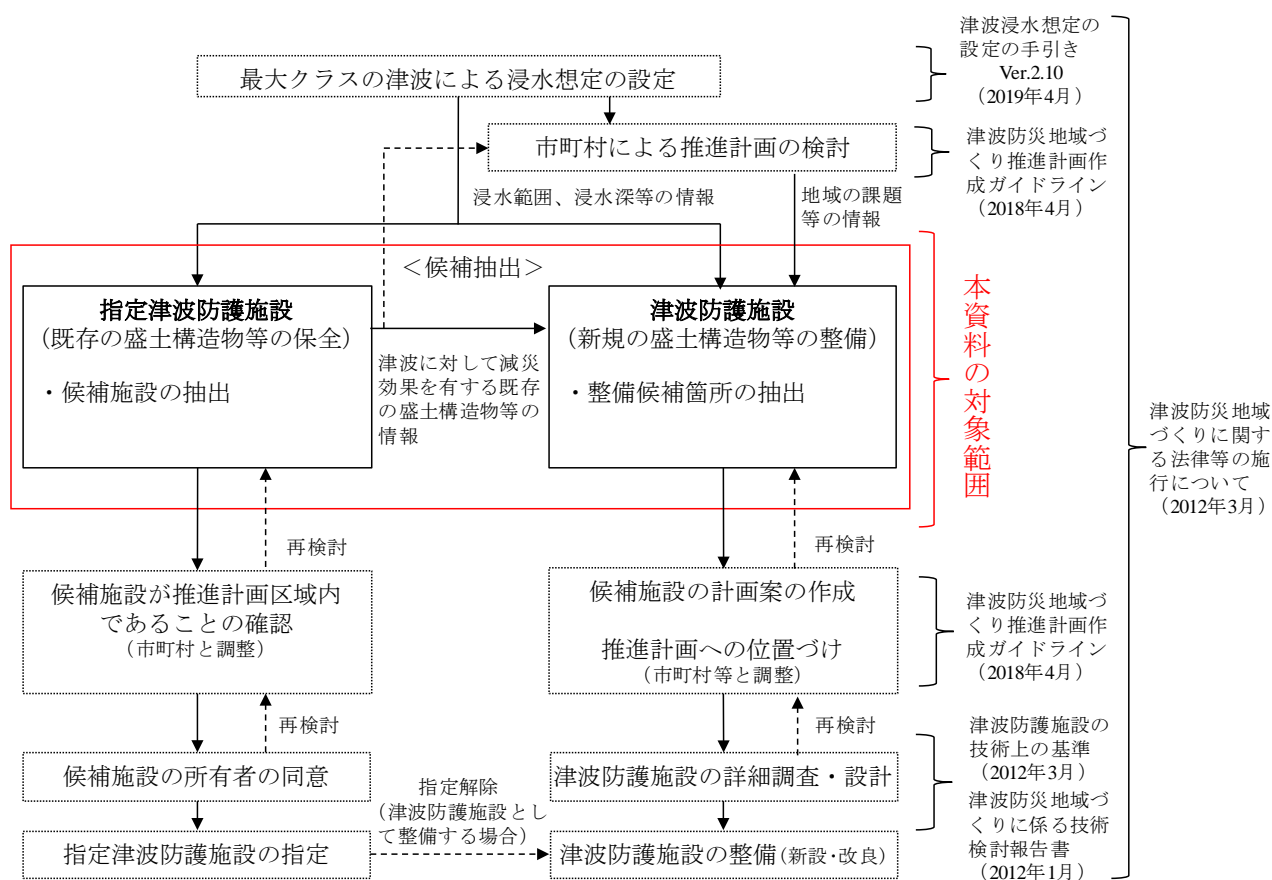


図-1.1.2 指定津波防護施設の指定、津波防護施設の整備のフロー図

1. 2 本資料の注意事項

(1) 候補抽出の方法について

本資料では、指定津波防護施設の候補及び津波防護施設の整備候補箇所の抽出における作業負担をできるだけ軽減するため、都道府県が利用可能な地理空間情報（地形、津波浸水深等のデータ）を用いた簡易な候補抽出の方法を中心に示しているが、地域特性や最新の技術的知見を踏まえて、例えば、より詳細な地形等の情報の活用や津波浸水シミュレーションによる検討など、本資料に示した内容以外の方法で指定津波防護施設の候補及び津波防護施設の整備候補箇所の抽出を行うこともできる。

(2) 本資料の図について

本資料では、候補抽出の方法を示すため、「G空間情報センター」(https://www.geospatial.jp/gp_front/)⁸⁾ で公開されている「南海トラフの巨大地震モデル検討会」⁹⁾ の津波浸水計算に係る地理空間情報（地形、津波浸水深等のデータ）を用いたケーススタディの結果を図示している。なお、これらの図はあくまで候補抽出の方法の説明のためのケーススタディの結果であり、都道府県が実際に行う指定津波防護施設の候補及び津波防護施設の整備候補箇所の抽出とは関係ない。

(3) 略称について

本資料では、特に説明がない場合、以下の表-1.1.1 に示す略称を用いる。

表-1.1.1 本資料で用いる略称

名 称	略 称
津波防災地域づくりに関する法律	津波防災地域づくり法
津波防災地域づくりに関する法律施行令	政令
津波防災地域づくりに関する法律施行規則	省令
津波防災地域づくりに関する法律第 3 条第 1 項に基づく「津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針」（2012 年 1 月 16 日 国土交通省告示第 51 号） ¹⁰⁾	基本指針
津波防災地域づくりに関する法律第 10 条に基づく「津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画」	推進計画
「津波防災地域づくりに関する法律等の施行について」（2012 年 3 月 9 日付）	技術的助言(1) (1 頁参照)
「津波防護施設の技術上の基準について」（2012 年 3 月 28 日付）	技術的助言(2) (1 頁参照)
津波防災地域づくりに関する法律第 8 条に基づき作成された津波浸水想定における浸水の区域（複数の津波断層モデルによる津波浸水シミュレーション結果（浸水範囲）の重ね合わせで作成される場合がある）	津波浸水想定区域
個々の津波断層モデルによる津波浸水シミュレーション結果としての浸水の範囲	浸水範囲